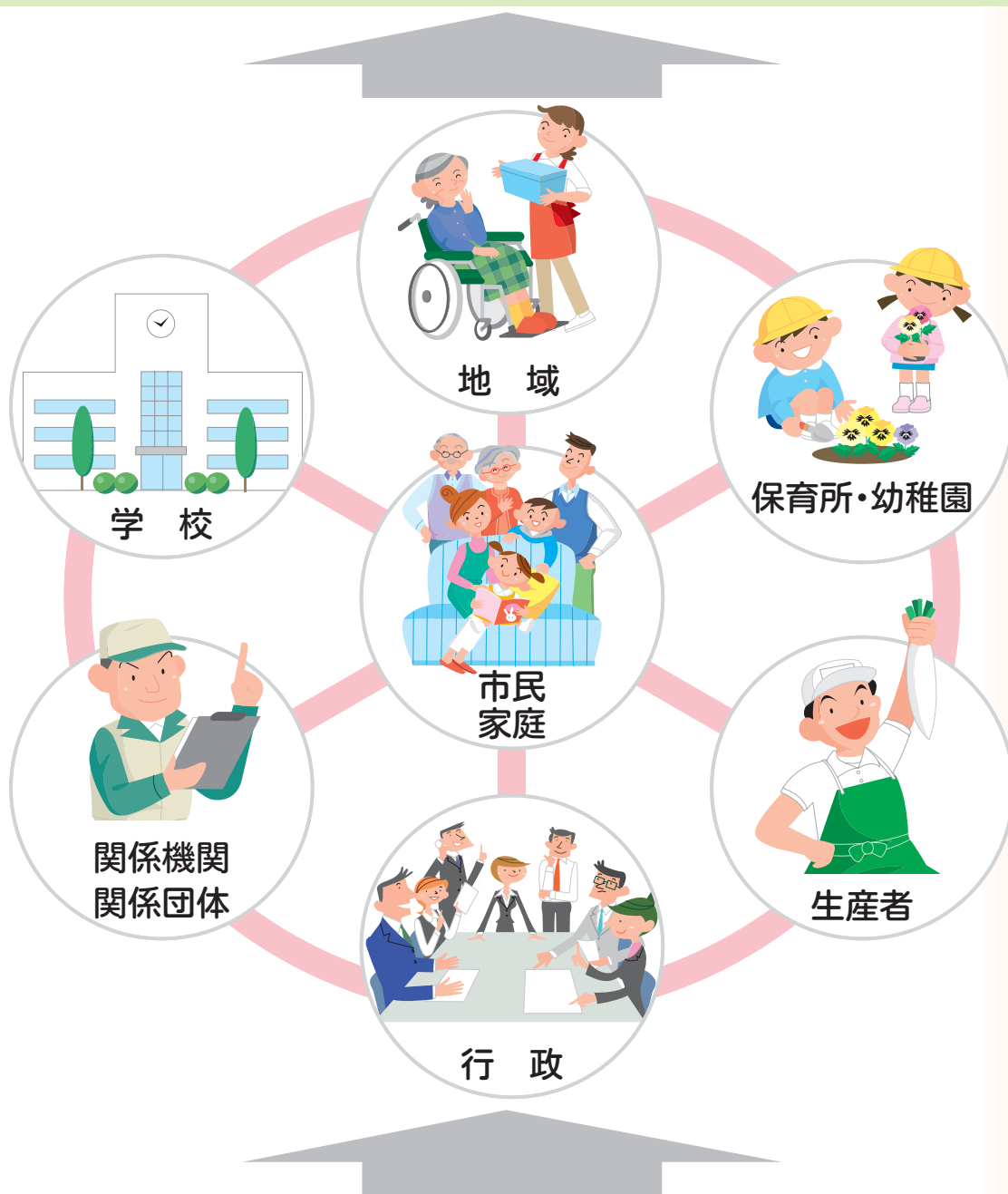


V 計画の推進体制

推進計画の策定及びその実施を推進するため、条例第13条に基づき設置した「ちっごの^{いのち}生命をつなぐ食育運動推進会議」を中心として、市民、関係団体、行政が一体となって食育運動を展開します。

計画の推進体制

^{いのち}ちっごの生命をつなぐ食育運動をすすめよう



^{いのち}ちっごの生命をつなぐ 食育運動推進会議